

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

告示	ページ
○漁船損害等補償法による同意成立（漁業管理課） （8・18揭示）	1
○漁船損害等補償法による付保義務消滅（「」） （「」）	1
○種畜証明書の書換え交付（畜産振興課）	1
○建築基準法による道路の位置の指定（建築指導課）	1
公 告	
○県営土地改良事業の計画の定め（農業基盤課）	1
高知県公安委員会告示	
○技能検定員審査及び教習指導員審査の実施	1

## 告 示

### 高知県告示第504号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成22年8月18日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

小筑紫加入区

### 高知県告示第505号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成18年8月高知県告示第570号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成22年8月17日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。

平成22年8月18日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

小筑紫加入区

### 高知県告示第506号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第10条及び家畜改良増殖法施行令（昭和25年政令第269号）第5条の規定により次のとおり種畜証明書を書換え交付したので、同法第8条第2項の規定により告示する。

平成22年8月20日

高知県知事 尾崎 正直

種畜証明書番号等	申請の事由	変更後	変更前
平21高知県臨時第8号 繁舩（全和2007子高掲223） 褐毛和種	種畜の飼養者の住所及び氏名の変更	南国市 高知大学農学部附属暖地フィールドサイエンス教育研究センター	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場

### 高知県告示第507号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。

平成22年8月20日

高知県知事 尾崎 正直

地名	地番	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
香南市野市 町下井字ラ ノ丸	664番9	6.50	81.86	
	665番3	6.00	49.08	
	665番4	5.50	23.46	
	665番8			
	665番9			

## 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業（芸西地区広域防災ため池等整備モデル事業（保全施設））の計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成22年8月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 縦覧に供する書類  
県営土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間  
平成22年8月20日から同年9月17日まで
- 縦覧場所  
芸西村役場
- その他  
この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了

後の翌日から起算して15日以内に知事に対して異議申立てをすることができる。

## 公安委員会告示

### 高知県公安委員会告示第23号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第2条（同規則第10条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。

平成22年8月20日

高知県公安委員会委員長 竹内 克之

#### 1 審査の種類、期日及び場所

##### (1) 審査の種類

技能検定員審査等に関する規則（以下「規則」という。）第1条及び第10条第1項に規定する技能検定員審査及び教習指導員審査を次の区分に応じて行う。

ア 大型自動車免許及び中型自動車免許（以下「大型自動車免許等」という。）

イ 普通自動車免許

ウ 大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及び牽引免許（以下「特定第一種免許」という。）

エ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許（以下「大型自動車第二種免許等」という。）

##### (2) 審査の期日

平成22年9月24日（金）、29日（水）及び30日（木）

##### (3) 審査の場所

吾川郡いの町枝川200番地

高知県警察本部交通部運転免許センター

#### 2 審査の申請手続に関する事項

(1) 審査を受けようとする者は、規則別記様式第1号の審査申請書を高知県公安委員会に提出すること。

その際受けようとする審査の種類に応じた自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

(2) 審査を受けようとする者が、規則第17条第1項各号、第2項各号、第3項各号、第4項各号又は第5項各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証明する書面を添付すること。

(3) 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、次の区分に応じて、次の資格者証を提示すること。

- ア 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、大型自動車免許に係る技能検定員資格者証
  - イ 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、大型自動車免許に係る教習指導員資格者証
  - ウ 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、中型自動車免許に係る技能検定員資格者証
  - エ 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、中型自動車免許に係る教習指導員資格者証
  - オ 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、普通自動車免許、中型自動車免許又は大型自動車免許に係る技能検定員資格者証
  - カ 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、普通自動車免許、中型自動車免許又は大型自動車免許に係る教習指導員資格者証
- 3 技能検定員審査及び教習指導員審査の実施に関する事項  
 (1) 技能検定員審査の方法等

審査項目	審査細目	審査方法等
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験（自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。）の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の技能検定に関する知識	教則の内容となっている事項	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	

識	技能検定の実施に関する知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ95パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	
大型自動車第二種免許等の技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能検定に関する知識	旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。

(2) 教習指導員審査の方法等

審査項目	審査細目	審査方法等
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。以下同じ。）に必要な教習の技能	実技試験又は面接試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。

大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の教習に関する知識	学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能	
	自動車教習所に関する法令についての知識	
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の教習に関する知識	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。
	教習指導員として必要な教育についての知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習に必要な教習の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、80パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能教習に関する知識	旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。

(3) 審査手数料の額

- ア 技能検定員（大型自動車免許等24,700円、普通自動車免許20,500円、特定第一種免許14,100円、大型自動車第二種免許等22,450円）

イ 教習指導員（大型自動車免許等15,650円、普通自動車免許12,150円、特定第一種免許9,500円、大型自動車第二種免許等13,300円）

4 その他

詳細については、高知県警察本部交通部運転免許センター教習所係（電話番号088-893-1221内線372）に問い合わせること。